

# 物価高騰対策事業者支援金

エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている忠岡町内事業者の事業継続支援を目的に、予算範囲内で支援金の交付を行います。

## 【対象者】

令和5年12月31日以前から事業を開始しており、下記の対象要件を全て満たしている中小法人・個人事業主。

### (法人)

- ・忠岡町内に事務所または事業所、営業所を有していること。
- ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する法人であること。
- ・町税の滞納がないこと。

### (個人事業主)

- ・代表者の住民登録が忠岡町内にあること。
- ・確定申告を事業所得で申告していること。
- ・町税の滞納がないこと。

## 【支援金額】

### (法人)

忠岡町で働く従業員数が

1人～20人の企業へ3万円、21人～50人の企業へ5万円、51人以上の企業へ10万円

### (個人事業主)

一律で3万円

## 【申請期間】

令和6年5月1日～令和6年8月31日（当日消印有効）

## 【申請方法】

以下の提出書類をご準備の上、郵送にて忠岡町役場へ提出。

- ・物価高騰対策事業者支援金交付申請書
- ・物価高騰対策事業者支援金交付請求書
- ・誓約書
- ・振込口座がわかる通帳の写し
- ・法人町民税申告書の写し、ただし提出が難しい場合は法人等の設立・開設・異動届の写し（法人のみ）
- ・事業所得で申告している確定申告書の写し（個人事業主のみ）
- ・住民票（個人事業主のみ）
- ・未納がない証明書、ただし納付する税がない個人事業主に関しては非課税証明書

## 【問い合わせ先】

忠岡町産業住民部産業建築課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL : 0725-22-1122（代表） FAX : 0725-32-7805

Mail : tadaokasangyou@town-tadaoka.jp